

平成 2 1 年度

税制改正に関する要望書

平成 2 0 年 9 月

社団法人 情報サービス産業協会

平成 21 年度 税制改正に関する

情報サービス産業界の要望

我が国経済は、昨年来の米国金融市場の混乱、原油や原材料価格の高騰、輸出の増勢の鈍化などにより、景気の後退懸念が強まっており、民間主導による持続的な経済成長と安定的な物価上昇を図る政策の実現が強く望まれるところです。かかる状況の下、経済のグローバル化が一段と進展する中であって、経済の活性化と持続的な経済成長を確保していくためには、イノベーションの促進によって我が国企業の国際競争力を一段と向上させる必要があります。また、資源高時代の到来の中で、地球温暖化を防止し、低炭素社会をいち早く実現することは産業界のみならず我が国の最重要課題の一つとなっています。これら諸課題の克服ため、より効果的な税制措置の導入が必要不可欠と考える次第です。

IT及び情報システムは、産業はもとより医療、教育を始め、人々の生活の隅々まで深く浸透し、今や経済・社会の重要なインフラとなっています。また、企業の経営革新や生産性向上、新製品の開発、新たなビジネスモデルによる革新的なサービス創造等を実現する手段として、経済社会の発展を支える重要な役割を担っております。このように経済社会に深く浸透したIT及びその利活用は、イノベーションの促進や低炭素社会を実現するための重要なツールであり、これら諸課題克服の鍵でもあります。

つきましては、平成 21 年度税制改正について、以下の諸点を要望いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1 .海外子会社利益を国内に還流させる際の税制上の障害を取り除く措置

近年、グローバル化や新興国の経済発展を背景に、我が国企業の国際展開が大きく進展しています。現行の外国税額控除制度では、海外子会社から受け取る配当に課税されるため、獲得した利益の海外の留保残高が急増しています。

長期にわたって海外で資金が留保されると、国内での技術革新などへの投資が抑えられかねず、国際競争力の阻害要因となることが懸念されるどころ、海外子会社から受け取った配当は課税対象としないように要望いたします。

2 . 資源高時代に対応した低炭素社会構築のための税制の創設

近年、新興国の需要の増加や資源国の資源戦略等により、原油を始め各種の資源価格が高騰しています。これにより、我が国企業の収益力が大きく低下し、経済成長の制約要因となることが懸念されます。原材料の多くを輸入に依存している我が国にとって、資源高対応の必要性は論を俟たないところ、資源価格の全面的な高騰への対応として行う事業の省エネルギー・新エネルギー・省資源化のための設備投資や組織再編等を支援する税制措置の創設を要望いたします。

3 . ソフトウェア償却年数の短縮

自社で利用する目的で無形固定資産に計上するソフトウェアは、現在、5年で償却することが定められています。これに対して、ハードウェア(パソコン)は4年で償却することとされています。一般に、情報システムの更新は、ハードウェアの法定耐用年数の到来を契機として行われることが多いのが実態です。このため、自社利用目的のソフトウェアにつきましても、ハードウェアと同様に、償却年数を4年に短縮することを要望いたします。

4 . 確定拠出年金制度に関する税制措置の拡充

我が国の確定拠出年金の加入者は約300万人に達し*、私的年金制度として拡大しつつあります。しかし、1970年代に確定拠出年金制度を導入し、加入

者が4千万人強に達した米国**と比較すると、まだ緒についたばかりの制度とはいえ、公的年金給付の縮減が確実となる中で、必ずしも当初期待された普及まで至っておりません。情報サービス産業界においても、平成24年に廃止される税制適格退職年金制度に代わり、従業員の老後の所得確保に繋がる手段となること等から関心は高いものの、いくつかのハードルを前にして、その導入に躊躇する向きが多いのが現状です。

つきましては、「掛け金の拠出時・運用時は非課税、受給時に課税」という年金課税の原則を踏まえ、次の諸点に係る税制措置を要望いたします。

現在凍結中の特別法人税を廃止すること。

加入者による掛金拠出も認めること(いわゆるマッチング拠出)。

掛金の拠出限度額を再度引き上げること。

中途脱退時の少額資産の引出し額を引き上げること。

死亡・高度障害以外の事由による資産の引出しを認めること。

* 厚生労働省年金局発表 : 企業型年金加入者数 約 2978 千人(平成 20 年 6 月末現在 - 速報値)

** 平成 18 年 8 月 17 日付 日本経済新聞夕刊 1 面

平成 20 年 9 月 24 日

社団法人 情報サービス産業協会

会 長 浜 口 友 一